

聖霊こども園園則（兼運営規程）

（施設の名称等）

第1条 社会福祉法人聖霊病院が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 聖霊こども園
- （2）所在地 金沢市長町1丁目5-43

（施設の目的及び運営の方針）

第2条 聖霊こども園（以下「当園」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、園児に対する教育及び保育と子育て支援を行うことを目的とする。

- 2 当園は、教育・保育の提供に当たっては、入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 当園は、カトリック精神を基盤とし、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、教育と保育を一体的に行うものとする。
- 4 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある教育・保育活動をすすめ、子ども・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
- 5 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう教育・保育を行うものとする。
- 6 当園は、「金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月9日金沢市条例第45号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

（提供する特定教育・保育の内容）

第3条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づく、特定教育・保育の提供を適切に行う。

（子育て支援事業）

第4条 子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年9月7日文部科学省・厚生労働省令第3号）第2条各項のとおりとする。

（延長保育、預かり保育事業）

第5条 当園は、保育標準時間認定子どもについては18時から20時まで、保育短時間認定子どもについては7時から8時30分まで又は16時30分から20時まで、それぞれ平常の保育時間を超えて延長保育を行う。

2 当園は、教育標準時間認定子どもについては、14時30分から16時30分まで、平常の教育標準時間を超えて預かり保育を行う。

(一時預かり事業)

第6条 当園は、9時から16時まで、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前子どもに対して、一時的に預かり、必要な保護を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況等により、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

(体調不良児保育事業)

第7条 当園は、保育中に体調不良となり保護者がすぐに迎えに来られない子どもについて、その症状が軽く症状の急変などの危険性が認められない場合は、医務室等で保育を行う。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第8条 特定教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、子どもの受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

(1) 園長 1名

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園務を司る。

(2) 副園長 1名

副園長は、園長を補佐する。

(3) 主幹保育教諭 2名

主幹保育教諭は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、特定教育・保育内容について他の保育教諭を総括する。

(4) 指導保育教諭 1名

指導保育教諭は、子どもの教育及び保育を司り、保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

(5) 副主幹保育教諭 2名

副主幹保育教諭は、特定教育・保育内容について主幹保育教諭を補佐する。

(6) 保育教諭 20名

保育教諭は、特定教育・保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(7) 看護師 1名

看護師は、子どもの健康管理業務を行うとともに、体調不良児保育事業に従事する。

(8) 栄養士 2名

栄養士は、子どもの発達段階に応じ、献立を作成するとともに、給食及びおやつを調理する。

(9) 調理員 1名

調理員は、献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(10) 学校医、学校歯科医、学校薬剤師 各1名

学校医、学校歯科医、学校薬剤師は、子どもの健康管理業務を行う。

(11) 事務員 1名

事務員は、庶務及び会計事務に従事する。

(12) 雑務員 1名

(学期)

第9条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第10条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(3) 教育標準時間

8時30分から14時までを標準とする。

(特定教育・保育の提供を行う日及び行わない日)

第11条 特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、教育標準時間認定子どもについては、月曜日から金曜日までとする。

2 当園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 年末年始(12月29日から1月3日)

(3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

3 以下の期間においては、教育標準時間認定子どもに対する特定教育・保育の提供は原

則として行わない。

- (1) 夏季休業 8月10日から8月20日まで
- (2) 冬季休業12月26日から1月5日まで
- 4 特定教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、前2項の規定にかかわらず特定教育・保育を行うことがある。
- 5 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に特定教育・保育を行わないことがある。

(保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額)

第12条 当園の特定教育・保育を利用した教育・保育給付認定保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村の定める利用者負担額を当園に支払うものとする。

- 2 当園は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を提供した場合には、当該保護者から特定教育・保育基準費用額の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。
- 3 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項に基づき設定するものは次の表のとおりとする。

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期
体育教室費	月620円	講師謝礼等のため	毎月5日まで
リトミック教室費	月660円	講師謝礼等のため	毎月5日まで
国際理解教室費	月660円	講師謝礼等のため	毎月5日まで

- 4 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項に基づき、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを次の表について受けることがある。

費用の種類	納付額	徴収の目的	納付時期
保育認定(3歳以上児)の副食費	月4,500円	食材料費	毎月5日まで
教育認定の副食費	月4,000円	食材料費	毎月5日まで

保育認定(3歳以上児)の副食費は次の場合減額します。

・病気などにより、月の半分以上欠席となった場合は半額、月のすべて欠席となった場合は全額減額します。

- 5 当園の延長保育の料金は、次のとおりとする。
 - (1) 保育標準時間認定の子どもは、18時を超え19時までは200円、19時を超え20時までは300円とする。
 - (2) 保育短時間認定の子どもは、7時から8時までは100円、16時30分を超え1

8時までは100円、18時を超え19時までは200円、19時を超え20時まで
は300円とする。

6 当園の預かり保育の料金は、14時30分を超え15時30分までは200円、15
時30分を超え16時30分までは300円とする。ただし、土曜日並びに前条第3項
に定める休業日に保育を特に希望する場合の料金は、次項各号に定める一時預かり保育
の料金を適用する。

7 当園の一時預かり保育の料金は、次のとおりとする。

- (1) 1時間当たり350円
- (2) 給食費 300円、おやつ代 1回100円

(利用定員)

第13条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項
各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（保育を必要としない満3歳以上の子ども。以下
「1号認定子ども」という。） 15名
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする満3歳以上の子ども。以下「2
号認定子ども」という。） 60名
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする満3歳未満の子ども。以下「3
号認定子ども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 40名
- (4) 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 20名

(入園に関する事項)

第14条 当園に入園するときは、当園が定める所定の手続きを要する。

2 1号認定子どもについて、入園希望者が利用定員を上回る場合は、次の方法により選
考を行う。

- (1) 在園児・卒園児の兄弟姉妹である者は、優先して入園させる。
- (2) その他の者は、申し込みを受けた順に入園させる。

3 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、金沢市の行う利用調整を経て、園長
が入園を決定する。

4 前2項の規定に関わらず、在園する子どもの教育・保育給付認定区分変更に伴う園内
の異動については、園長が決定する

(休園、退園、転園に関する事項)

第15条 休園、退園もしくは転園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るも
のとする。

(利用の終了に関する事項)

第 16 条 当園は、以下の場合に特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 1号認定子ども及び2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 2、3号認定子どもの保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなったとき
 - (3) 保護者から退園の申し出があったとき
 - (4) 利用者負担額の支払いが3か月以上遅延し、施設及び市町村からの相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - (5) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
- 2 当園が定める所定の特定教育・保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(緊急時等における対応方法)

第 17 条 当園の職員は、特定教育・保育の提供を行っているときに、子どもに体調の急変が生じた場合、事故が発生した場合、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者等に連絡するとともに、学校医又は子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。また、速やかに金沢市に連絡を行うものとする。
- 3 当園は、子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 18 条 当園は、非常災害に備え、子どもの安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル(次項及び第4項において「施設防災計画等」という。)を作成することとする。

- 2 当園は、施設防災計画等に基づき、子どもの避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、子どもに避難方法等について理解させるよう努めることとする。
- 3 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。
- 4 当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、施設防災計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 19 条 当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(個人情報並びに秘密の保持)

第 20 条 当園は、業務上知りえた子ども及びその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、子ども又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合

又は別に定める文書（個人情報使用同意書）により同意がある場合に限り、第三者に開示するものとする。

（苦情への対応）

第 21 条 当園は、保護者等からの苦情に迅速に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

（地域との連携等）

第 22 条 当園は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（記録の整備）

第 23 条 当園は、特定教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- （1） 特定教育・保育の実施に当たっての計画
- （2） 提供した特定教育・保育に係る提供記録
- （3） 金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 19 条に規定する教育・保育給付認定を行った市町村への通知に係る記録
- （4） 保護者からの苦情の内容等の記録
- （5） 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

2 備えるべき簿冊及び保存年限は別表のとおりとする。

（改正等）

第 24 条 この園則（兼運営規程）を改正、廃止するときは、社会福祉法人聖霊病院理事会の議決を経るものとする。

附 則

- 1 この園則（兼運営規程）は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 聖霊保育所運営規程は廃止する。

附 則

この園則（兼運営規程）は、平成 29 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この園則（兼運営規程）は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この園則（兼運営規程）は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則（兼運営規程）は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この園則（兼運営規程）は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第23条第2項関係） 備えるべき簿冊及び保存年限

区 分	名 称	保存年限	備 考
1 施設管理関係	(1) 園則（兼運営規程） (2) 給与規程 (3) 旅費規程 (4) 就業規則 (5) 労使協定書 (6) 施設台帳 (7) 業務日誌 (8) 事業計画書・事業報告書 (9) 苦情解決関係書類綴 (10) 重要事項説明書	永久 永久 永久 永久 10年 永久 5年 永久 5年 卒(退)園後5年	関係規程を含む。

2 職員関係	(1) 職員名簿 (2) 履歴書 (3) 出勤簿、タイムカード (4) 時間外勤務命令簿 (5) 有給休暇整理簿 (6) 職員健康診断記録簿 (7) 職員検便記録 (8) 職員研修記録簿 (9) 職員会議録 (10) 給与支給台帳 (11) 社会保険関係書類綴 (12) 所得税関係書類綴 (13) 市社協互助会加入関係書類綴 (14) 退職共済加入関係書類綴 (15) 民間施設給与等改善費適用関係書類綴 (16) 職務分担表	永久 退職後5年 5年 3年 3年 5年 5年 3年 3年 10年 5年 5年 5年 5年 5年 1年	資格書(写)を含む。
3 児童関係	(1) 児童名簿 (2) 入園関係書類綴 (3) 児童票 (4) 児童出席簿 (5) 児童健康診断記録簿 (6) 教育・保育指導計画 (7) 園児指導要録(学籍記録) (8) 園児指導要録(指導等記録) (9) 園だより (10) 連絡帳 (11) 保健日誌、0歳児日々の記録 (12) 事故記録関係書類綴	永久 5年 10年 5年 5年 10年 進学後20年 進学後6年 1年 1年 5年 5年	写しを就学先小学校に送付
4 非常災害関係	(1) 防災防火管理関係書類綴 (2) 水質検査証明書	3年 1年	
5 給食関係	(1) 集団給食開始届 (2) 給食献立表 (3) 給食日誌 (4) 検食簿 (5) 栄養出納簿 (6) 食品受払簿	永久 3年 3年 1年 3年 3年	

